

## 上牧町議会報告会実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、上牧町議会基本条例（平成25年3月条例第12号）第6条に規定する議会報告会（以下「報告会」という）の実施について必要な事項を定める。

### (議会報告会の実施)

第2条 議会報告会は、議長が議会運営委員会に諮り、必要に応じて開催する。

2 議員は、議会報告会の開催を必要とする理由を明らかにする書面をもって、議長に報告会の開催を求めることができる。

### (議会報告会の内容)

第3条 議会報告会の内容は、次の各号に掲げる事項のうちから、その都度、議長が議会運営委員会に諮り決定する。

- (1) 議会の活動状況（主な議案の審議の経過）
- (2) 予算の審議状況
- (3) 町政の重要課題
- (4) 議会基本条例の実施状況
- (5) その他議長が必要と認める事項

### (役割分担等)

第4条 報告会は、原則として全議員が出席するものとする。

2 議会報告会における司会進行者、報告者、記録者等の役割分担は、議長が議会運営委員会に諮り選任する。

3 発言又は答弁は、特定の議員に偏らないよう良識をもって出席者全員で行う。

### (開催期日、会場等)

第5条 議会報告会の開催期日及び会場については、内容及び地区等を考慮し、議長が議会運営委員会に諮って定める。

2 開催期日、会場及び内容の周知は、議会及び町ホームページで行う。この場合において、議会だよりその他の広報媒体を併せて利用するよう努める。

### (次第)

第6条 議会報告会の開催時間は、90分程度とし、次第は概ね次のとおりとする。

- (1) 開会あいさつ
- (2) 議会報告
- (3) 質疑応答
- (4) 閉会あいさつ

### (資料)

第7条 議会報告会で配布する資料は、共通の資料として、適時準備する。

### (議会報告会の進め方等)

第8条 司会進行者は、説明資料を踏まえ、あらかじめ進行等について議長及び議会運営委員長と調整を行う。

2 議会報告会は、議会が主催であることから、政党や議員個々の見解を述べないものとする。ただし、特に個人的見解を述べる必要があるときは、議会の構成員としての良識ある言動に努めなければならない。

(記録)

第9条 議会報告会の記録は、記録者において要点記録する。

(成果、効果等)

第10条 議会報告会が終了したときは、速やかに記録者が文書により議長に報告書を提出しなければならない。

- 2 前項の報告書は、議会運営委員会に諮り、速やかに議会ホームページに掲載するとともに、概要を議会だよりで公表する。
- 3 議会報告会終了後は、議会運営委員会において評価及び総括を行う。

付則

この要綱は、公布の日から施行する。